

訴 状

平成21年7月22日

仙台地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 松 澤 陽 明

電話 022-221-3988

FAX 022-227-0360

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

原告訴訟代理人の表示 別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり

損害賠償請求事件（住民訴訟）

訴訟物の価格 160万0000円

印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1、被告宮城県知事は、国に対し、金1億5710万3203円及びこれに対する平成21年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 2、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

- 1、宮城県は、平成20年9月1日から平成21年3月31日までの間に4回にわたり、平成20年度の国直轄道路事業の負担金として合計金93億3418万0830円を、平成20年度の国直轄河川事業の負担金として合計64億5457万0550円を、国からの納入告知書に基づき、国に納付した。
- 2、国からの納入告知書には、詳細な負担金の明細の記載がなかったが、これらの負担金額中には、国が国土交通省の仙台河川国道事務所を移転するため

に取得する土地代金（仙台市あすと長町土地区画整理事業施行地内12街区①-1、①-2画地4093,06㎡）の負担分も含まれており、その負担金額は、請求の趣旨第1項の金額である金1億5710万3203円であった。

- 3、国道については、道路法50条が「新設又は改築」「維持、修繕その他の管理」に要する各費用毎に都道府県及び指定市（道路法17条1項の管理の特例による）の負担割合を定めている。一級河川については河川法60条が「大規模改良工事」「その他の改良工事」「維持及び修繕」「その他の管理」に要する各費用毎に、都道府県の負担割合を定めている。

これらの法律においては、負担すべき各費用についての「経費の種目や算定基準」について明文の規定がない（国が地方自治体に支払う負担金の算定に当たっては、これら「経費の種目や算定基準」について法令で定めるべきことが地方財政法11条によって求められている。）。

国（国土交通省）は、国の機関である仙台河川国道事務所の敷地の購入費用もこれら道路法や河川法の規定による「費用」となるとして、宮城県に納入告知を行い、購入費用の一部である請求の趣旨記載の金額を負担させたのである。

- 4、しかし、国の機関である仙台河川国道事務所の敷地の購入費用は、以下に述べる理由から、地方公共団体に負担を求めることができないものであることは明らかである。にもかかわらず国は、その明細も明らかにせずに負担金として宮城県に支払をさせて損害を与えたものであるから、被告は、損害賠償として請求の趣旨記載の金員を国に対し請求すべきであるが、それを怠っている。又、少なくとも、国は宮城県の損失によって利得しているのであるから、不当利得として前記金員の返還を請求すべきところそれを怠っている。

（理由その1）

- 5、地方財政法12条は、国の事務経費を地方公共団体に負担させることを原則的に禁止している。地方財政法12条2項1号は「国の機関の設置、維持及び運営に要する経費」を地方に負担させることができない経費の例示として明示しているのであるから、その例外を法令によって規定する場合は、地方公共団体に負担させる旨が明文で定められていなければならない。

しかし、道路法、河川法の規定内容にはそうした明文はなく、道路法や河川法に定められている費用は、条文からみれば直接これらの業務のために支出される経費に限定されていると解される。これらの法律にいう「その他の

管理」の費用も、本来的に法令上行うべき道路や河川の管理事務を行うための直接的な事務経費のみを予定していることは明らかである。

(理由その2)

6、平成20年度の直轄負担金の内容を見ると、「国道や一級河川の管理に要する費用」の名の下に、仙台河川国道事務所の職員全員217名について退職手当までを含めた人件費の全部、敷地購入のみならず庁舎の建設・維持・修繕に関する費用の全部を負担金算出の対象としたうえで、負担金を計算している。

しかし、例えば仙台河川国道事務所の庁舎を50億円で建設するのか、100億円で建設するのかは、道路法50条や河川法60条の業務の内容から必然的に決まるものではなく、業務内容とは直接関係なく国交省の意思決定に委ねられている。

このような庁舎の経費まで負担金として賦課することは、事業によって地方公共団体にも利益が生じることを理由として課されている「負担金」という概念の範疇を超えるものである。

負担金制度は、国と地方公共団体という行政機関の区分、国の仕事と地方の仕事との区分を前提に、「国の行う仕事の効果・利益が地方にもたらされる」「地方の仕事の効果・利益が国にもたらされる」から、その「効果や利益」について応分の負担を求めることには合理性があるとして設けられたものである。

その趣旨からすると、事業を実施する行政機関が行政機関の運営のために必要とする職員や施設の経費を負担させようとするのは、行政機関の区分、国と地方との仕事の区分を無にするものであって、このような経費まで「負担金」として請求することは許されない。

負担金は、国が受託した事務の対価でもない。道路法50条3項や52条などに「利益を受ける限度において」負担や分担をさせることができる旨の規定があるように、負担金とはあくまでも事業によって直接に受ける利益に応じた負担に限定されるべきもので、事業内容や事業の増減と相対的に無関係である職員の人件費や庁舎その他設備の建設・維持・修繕費を負担金算出の対象とすることはできないのである。

(理由その3)

7、仙台河川国道事務所の移転のために購入した敷地は、国の所有地として財産的価値を保持したまま（その点で道路用地の購入費とは異なる）残っていくものであり、その購入費は、企業会計上は「経費」となるものではない。

これを地方に負担させることは、実質的に地方財政から国への寄付となるから、地方財政法4条の5の割当的寄付金等の禁止条項に触れることになる。

(監査請求を経たこと)

8、原告は、平成21年4月30日に、宮城県監査委員に対して、被告において本件訴訟の請求と同様の請求を行う措置をとるよう監査請求を行ったが、宮城県監査委員は平成21年6月26日付けで監査請求を棄却する判断をした。

9、よって、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、本訴請求に及ぶものである。

添 付 書 類

- | | |
|---------|----|
| 1、資格証明書 | 1通 |
| 1、委任状 | 1通 |

当 事 者 目 録

〒980-0021

仙台市青葉区中央4丁目3番28号朝市ビル3階

原 告 仙台市民オンブズマン

上記代表者 十 河 弘

(送達場所) 〒980-0811

仙台市青葉区一番町1丁目11-16朝日プラザ一番町1106

原告訴訟代理人弁護士 松 澤 陽 明

電話 022-221-3988

FAX 022-227-0360

〒980-8570

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

被 告 宮城県知事 村 井 嘉 浩

原告代理人目錄

略